

No.	件名・内容	回答
1	<p>化学物質過敏症に対する取り組みについて</p> <p>【内容】</p> <p>化学物質過敏症について、広く知られるように市には「啓発活動」に知恵を絞っていただきたいと思ひます。また、道路工事に伴う化学物質の発生の際の避難場所について、調べていただければ幸いです。</p> <p>【受付No.】 5-2013</p> <p>【受付日】 令和5年7月31日</p>	<p>化学物質が原因で引き起こされる症状について、市民に知っていただくことは大切であると考えております。周知については、関連部署による市ホームページや公式SNSでの情報発信や、国・県が作成したポスターの市役所本庁舎、各支所・出張所への掲示、県が作成したチラシの配架を行っております。</p> <p>また、道路工事に伴う避難場所を設置する予定はございませんが、市では、化学物質過敏症の方の住宅周辺で工事する際に、低温アスファルトの使用をはじめ、施工時の風向き等にも十分に配慮をして施工しております。</p> <p>(担当)</p> <p><u>周知について</u></p> <p>健康増進課 (電話) 774-1411</p> <p>消費生活センター (電話) 775-0800</p> <p>生活環境課 (電話) 775-6940</p> <p><u>避難場所について</u></p> <p>道路河川課 (電話) 775-9049</p>

令和5年度 「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」		2_環境・安全・みどり
No.	件名・内容	回答
2	<p>共働き及び子育て世帯向け政策改善要望</p> <p>【内容】</p> <p>①上尾駅周辺で閉店する店舗が立て続けている為、魅力的な店舗を誘致してください。</p> <p>②共働き夫婦や子育て家庭が上尾駅前のスーパーマーケットに仕事後に立ち寄ることができるよう、開店時間を延長してください。</p> <p>③駅までの動線上に喫煙所がある為、上尾駅西口前の喫煙所の場所を移転してください。</p> <p>④自販機横の罐のゴミ箱から発する異臭対策をしてください。</p> <p>【受付No.】 5-2015 【受付日】 令和5年8月5日</p>	<p>①②について</p> <p>民間施設のテナント誘致につきましては、事業者が第一義的に取り組むことでありますが、地域の特性やニーズに合った店舗を誘致することは、市民の皆様の利便性向上のほか、上尾駅周辺の賑わいの創出にもつながるものと考えております。</p> <p>なお、営業時間の延長など、事業者の経営方針や労働条件などに関わる事案に対しましては、市が直接申し入れを行うことは慎重に進めるべきものと考えておりますことから、商工会議所など関係団体との情報共有を図ってまいります。</p> <p>また、民間施設の空きテナントやスーパーマーケットへのご意見・ご要望につきましては、「お客様の声」として直接事業者にお伝えいただくことも有効な手段の一つであるものと考えております。</p> <p>③について</p> <p>JR上尾駅西口の指定喫煙所につきましては、「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、路上喫煙禁止区域内での路上喫煙や吸い殻等のポイ捨てを防止するために設置したものです。喫煙所の場所の選定は、(1)市の土地であること、(2)できるだけ人通りから外れていること、(3)ある程度わかりやすい場所であることなどの条件を検討した結果、現在の場所に決定した経緯があります。</p> <p>このようなことから、喫煙所の移設については、困難な状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>④について</p> <p>ご指摘の場所の異臭については、ほかにも同様の指摘・相談が寄せられており、現地確認を行い、関係者に指導を行うとともに道路の清掃を実施しました。</p> <p>また、8月下旬に側溝清掃の実施を予定しております。</p> <p>(①②について) 商工課 (電話) 774-1411 (②④について) 生活環境課 (電話) 775-6940</p>

No.	件名・内容	回答
3	<p>政策提言、お問い合わせ、ご相談、ご指摘の仕組み全般（市長への政策提言・市政へのお問い合わせ制度について）</p> <p>【内容】</p> <p>①提案送信後、ホームページ画面に「アンケート送信完了」と表示される。制度名等に統一した表示にしてほしい。</p> <p>②ホームページの制度の説明が分かりにくく、また、閲覧する端末によっては表示の乱れがあるため改善してほしい。</p> <p>③政策提言や問い合わせへの回答は、メールで受け付けたものにはメールで回答してほしい。</p> <p>④ 市長への政策提言回答集に実施状況を公表してほしい。</p> <p>⑤ メールアドレスの入力ミスを防止するため、2回入力させるなど入力項目の追加等を検討してほしい。</p> <p>【受付No.】 5-2017 【受付日】 令和5年10月19日</p>	<p>① 送信完了の表示について ホームページシステムでアンケート機能を使用しているため、送信完了画面に「アンケート送信完了」と表示されます。文言の修正については、予算措置が必要なため早急な変更は困難でございますが、検討課題とさせていただきます。</p> <p>②制度の説明・表示乱れについて 提言と問い合わせの違いについて、文面を修正しました。今後、随時見直しを行い、分かりやすい表現に努めてまいります。 なお、表示乱れについては、10/19 に表示形式を変更しました。</p> <p>③ 回答方法について 回答についてはメールや電話、対面などの対応を想定しております。お問い合わせ等の内容や緊急性を考慮して、対応しております。</p> <p>④ 政策提言の実施状況の公表について 寄せられた提言には市民の個人の事情などが記載されているものもあり、提言として回答するとともに、個別に対応をすることもございます。このような状況から、政策として一概に「ほぼ実施、一部実施、見送り、検討中」などで示すことには課題があると考えます。しかしながら、他市では提案後の経過などを掲載している事例もございますので、公表方法などを検討してまいります。</p> <p>⑤ メールアドレスの入力について アドレスを2回入力する際に、2つのアドレスが同一か確認する機能などの付加について確認しております。暫定的な対応として「※入力したメールアドレスに誤りがある場合は回答できませんので、ご注意ください。」と注意書きを追記しました。</p> <p>(担当) 広報広聴課 (電話) 775-4918</p>

No.	件名・内容	回答
4	<p>1 市庁舎内での騒動対応について</p> <p>2 情報公開センター及びその条例化について</p> <p>(1) 情報公開センターの全国的な設置状況について</p> <p>(2) 情報公開センターの条例化について</p> <p>3 法務室の設置及び条例等の製本設置について</p> <p>(1) 法務室の設置について</p> <p>(2) 条例・要綱・規則等の製本設置について</p> <p>【内容】</p> <p>1 庁舎内でのトラブルや騒動の対応について、マニュアル化されていないのは何故か、また対応はどのような手順で対応するか。</p> <p>2 (1) 上尾市の情報公開コーナーは通路に設置されている。他市の設置状況を教えてください。</p> <p>(2) 情報公開センターについて、条例化して運用するのが適切で重要かと思慮されるので、条例化して欲しい。</p> <p>3 (1) 市の法務監が何故市民の相談を受けられない理由が知りたい。また、市民向けの法律相談窓口として法務官による法務室を設置してほしい。</p> <p>(2) パソコンで見られない人のために、市の条例・要綱・規則などを製本して設置してほしい。</p> <p>【受付No.】 5-2020・5-2021・ 5-2022・5-2023・5-2024</p> <p>【受付日】 令和6年3月25日</p>	<p>1 庁舎内でのトラブルや騒動については、庁舎管理規則に則って対応しているところですが、トラブルが起きた際には、状況によって対応が異なるため、現場での判断に委ねるところもあります。いずれにしても、騒動の拡大を早期に防いで、事態の収束を図るよう努めております。</p> <p>2 (1) 情報公開センターの全国的な設置状況は把握していません。</p> <p>2 (2) 情報公開センターを条例に基づき設置している自治体は見受けられず、条例化の必要性は薄いと考えます。</p> <p>3 (1) 法務監は、職員が法律上の課題について相談する環境を確保する目的で雇用しています。また、市民向けの法律相談は市民相談室で実施しています。</p> <p>(2) 国及び他自治体の事例も踏まえた調査研究を行った結果、業務の効率化を図るため例規集は電子化しています。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(担当) 総務課 (電話) 775-4963</p>

5	<p>市長へのハガキ手続き マニュアルの条例化について</p> <p>【内容】 市民へのための市長へのハガキなら、条例化するか、適切で重要かと思慮されるので条例化して欲しい。</p> <p>【受付No.】 5-2025 【受付日】 令和6年3月25日</p>	<p>現在、「市長への政策提言」「市政への問い合わせ」の両制度は、要領やマニュアルにより運用しておりますが、条例で制定されていないことによる特段の支障はこれまで生じておりません。</p> <p>したがって、現在のところ条例制定の必要性は認められないことから、両制度の条例化は考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>(担当) 広報広聴課 (電話) 775-4918</p>
---	--	---